

〔備考〕

- 1 ☆印は受講するクラスが指定される授業科目を示す。

〔履修要件〕

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 一年間の履修単位数は各年次48単位（半期24単位）を上限とする（通年科目を履修した場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する）。ただし、4年次に限り特別の事情のある者は、学部長に申請することにより、卒業要件単位数の不足分を上限として、超過履修を許可される場合がある。なお、卒業要件単位数に算入されない資格教育課程に関する科目の単位数はこの枠外とする。
- 3 専攻科目の中には履修資格や人数を制限する科目がある。
- 4 専門研究について
 - (1) 「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「専門研究Ⅰ・Ⅱ」および「卒業論文」を3年間継続して履修することを原則とする。
 - (2) 「専門研究Ⅰ」の履修を希望する者は、学科所定の『専門研究要項』に基づき、2年次後期（4セメスター）に履修希望届を提出して、3年次の前期（5セメスター）に履修登録をする。『専門研究要項』については別途指示する。
 - (3) 他学部・他学科の学生は「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「専門研究Ⅰ・Ⅱ」および「卒業論文」を履修することができない。
- 5 2年次終了時までA群専門基礎科目の修得単位数が16単位未満の者は、3・4年次配当のA群科目を履修できない。
- 6 「Study English Abroad (SEA)」は、外国語学部の学生を対象とし、他学部の学生は、履修することができない。

〔コース制〕

- 1 2年次の第4セメスターに、学科所定の手続きにより、「英語学・英語教育コース」、「英語圏文学コース」または「英語圏文化コース」のいずれかのコースを選択し登録しなければならない。
- 2 コースの変更は、原則として認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位数に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔卒業要件〕

- 1 4年以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

【英語学・英語教育コース】

授業科目	共通教養科目										専攻科目										合計			
	共通基盤科目					共通テーマ科目					A群					B群								
	FYS	外国語科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える	公共の新しいかたちをもとめて	共通教養科目合計	選択必修科目				選択科目	選択必修科目						
													専門基礎科目	英語学・英語教育	英語圏文学	英語圏文化		(コミュニケーション)	共通科目	専門研究		英語学・英語教育	英語圏文学	英語圏文化
入学年度																								
2014年度以降入学	2	8	4	4	4	2					32	20	4	2	2	4		16	4	4	20	96	128	
			8										10					10						

【英語圏文学コース】

授業科目	共通教養科目											専攻科目										合計	
	共通基盤科目					共通テーマ科目						A 群					B 群						
	FYS	外国語科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える	公共の新しいかたちをもとめて	共通教養科目合計	選択必修科目				選択科目	選択必修科目					
													専門基礎科目	英語学・英語教育	英語圏文学	英語圏文化		共通科目 (コミュニケーション)	専門研究	英語学・英語教育	英語圏文学		英語圏文化
入学年度	2	8	4	4	4			2			32	20	2	4	2	4		4	16	4	20	96	128
2014年度以降入学	2	8	4	4	4			2			32	20	2	4	2	4		4	16	4	20	96	128
						8								10				10					

【英語圏文化コース】

授業科目	共通教養科目											専攻科目										合計	
	共通基盤科目					共通テーマ科目						A 群					B 群						
	FYS	外国語科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える	公共の新しいかたちをもとめて	共通教養科目合計	選択必修科目				選択科目	選択必修科目					
													専門基礎科目	英語学・英語教育	英語圏文学	英語圏文化		共通科目 (コミュニケーション)	専門研究	英語学・英語教育	英語圏文学		英語圏文化
入学年度	2	8	4	4	4			2			32	20	2	2	4	4		4	4	16	20	96	128
2014年度以降入学	2	8	4	4	4			2			32	20	2	2	4	4		4	4	16	20	96	128
						8								10				10					

- 2 「FYS」2単位を修得すること。
- 3 外国語科目を8単位以上修得すること。
- 4 共通基盤科目及び共通テーマ科目については、次の単位を含めて22単位以上修得すること。
 - (1) 人文の分野を4単位以上。
 - (2) 社会の分野を4単位以上。
 - (3) 自然の分野を4単位以上。
 - (4) 共通テーマ科目から2単位以上。
- 5 「スポーツ文化Ⅰ～Ⅲ」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
- 6 A群から次の単位を含めて、42単位以上を修得すること。
 - (1) 専門基礎科目から20単位以上。
 - (2) 選択必修科目ならびに選択科目から(3)の単位を含めて22単位以上。
 - (3) 英語学・英語教育、英語圏文学、英語圏文化の3分野から、登録したコースを4単位以上、他のコースをそれぞれ2単位以上。加えて、共通科目(コミュニケーション)から4単位以上。
- 7 B群の選択必修科目から次の単位を含めて、34単位以上を修得すること。
 - (1) 英語学・英語教育、英語圏文学、英語圏文化の3分野から、登録したコースの分野を16単位以上、他のコースの分野からそれぞれ4単位以上。
- 8 関連科目から20単位以上を修得すること。

関連科目の単位として算入できるものは次のとおりとする。

 - (1) 共通教養科目、専攻科目(A・B群科目)の「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 教職課程登録者が修得した「教職に関する科目」の単位。(上限6単位)
 - (3) 他学部他学科開講の専攻科目の単位。ただし、他学部・他学科が受講を認めない科目については、履修することができない。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、[履修要件]等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。